

船舶事故等調査報告書

平成21年10月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2008長第16号	
事故等種類	衝突（橋桁）	
発生日時	平成20年9月17日 21時30分ごろ	
発生場所	熊本県上天草市満越ノ瀬戸 同市永浦島島頂（36m）から真方位080°680m付近 （概位 北緯32°32.7′ 東経130°25.4′）	
事故等調査の経過	平成20年10月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 第十八 ^{みょうげん} 妙見丸、199トン 132139、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	本船の後部マストが倒壊 大矢野橋の中央部から約8m南方の橋桁下面に擦過傷	
事故等の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、熊本県八代港に向けて、満越ノ瀬戸を東進中、平成20年9月17日21時30分ごろ、後部マストと大矢野橋の橋桁とが衝突した。 本船はそのまま満越ノ瀬戸を通過して、比較的広い薩摩瀬の南方で損傷状況を確認したのち八代港に向かい、同日22時10分ごろ、八代港の検査錨地に錨泊した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 1、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮末期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船が、満越ノ瀬戸を東進する際、後部マストの高さが水面から大矢野橋橋桁までの高さより高いことに気付かなかつたため、後部マストと同橋桁が衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が満越ノ瀬戸を東進する際、後部マストの高さが水面から大矢野橋橋桁までの高さより高いことに気付かなかつたため、後部マストと同橋桁が衝突したことにより発生したものと考えられる。	